

繰り返さないために、紡ぐ言葉。
ーハンセン病問題を考えるー

7月10日には、星塚敬愛園で慰霊
献花や施設見学、園や入所者との懇
談会が実施されました。



7月9日に開催された、国立ハンセン
病療養所がある自治体でつくる「全国
ハンセン病療養所所在市町連絡協議
会総会」の様子。

繰り返さないために、紡ぐ言葉。
ーハンセン病問題を考えるー

市保健相談センター TEL 0994-41-2110

私たちに問われること

7月9日、鹿屋市で14年振りに「全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会総会」が開催されました。日本国内の国立ハンセン病療養所が所在する自治体の首長らが集まり、各療養所が抱える課題解決に向けて話し合われました。本市には、昨年創立90周年を迎えた「国立療養所星塚敬愛園」があり、今年が入所者にとって人生の大きな転機となった「らい予防法」の廃止から30年の節目にあたります。

かつて行われた国の隔離政策により、ハンセン病に感染した人が過酷な偏見や差別、家族との離別を強いられたハンセン病問題。その舞台となった13の療養所の1つが鹿屋市にあり、歴史を知る当事者と共に生きる市民として、私たちはこの問題を風化させてはなりません。

本特集では、星塚敬愛園の歩みや入所者の経験談を通じて、ハンセン病問題や今後起こりうる差別にどう向き合っていくかを考えます。誰もが尊厳を持って生きられる社会を築くために、私たちに問われることは…。



ハンセン病とは
誤った政策と差別

ハンセン病は「らい菌」による慢性感染症です。感染力は極めて弱く、現代では早期発見できれば後遺症を残すことなく完治することができます。しかし、有効な治療法がなかった時代には「不治の病」とされ、感染者は激しい偏見や差別に晒されてきました。

日本でも明治40年に「癩予防ニ関スル件」という法律ができて以降、昭和初期に「無らい県運動」が全国で広がるなど、ハンセン病と診断された患者を療養所に強制的に入所させる隔離政策が国によって進められました。

昭和31年の「ローマ宣言」により、国際的に隔離の不当性が提唱され、世界各国ではハンセン病の隔離政策が解かれていきました。

その一方で、日本では隔離政策が継続され、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、約90年間も人権侵害が続きました。

平成13年、ハンセン病の隔離政策を進めた国の責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」で元患者らが全面勝訴。令和元年には「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」でハンセン病家族への賠償も認められました。ハンセン病の元患者やその家族にまで及んだ偏見・差別を国が認めたことは、私たちがハンセン病問題を見つめ直す契機となりました。

こうした歴史を二度と繰り返さないため、市では講演会やパネル展などを通じて、ハンセン病問題に関する啓発活動に取り組んでいます。

ます。しかし、時の経過とともに、ハンセン病問題を過去の出来事として捉える人も少なくありません。多様な差別や偏見が今なお存在する現代において、ハンセン病の歴史を紐解き、人権について改めて考えることが大切ではないでしょうか。



鹿屋市
ホームページ



星塚敬愛園
ホームページ